あかみ速報

原研労組中執ニュース

原子力平和利用三原則 一公開・民主・自主ーを守ろう

日本原子力研究開発機構労働組合

〒319-1106 茨城県那珂郡東海村白方 2-4 Tel. 029 (282) 5413, 5414 Fax. 029 (284) 0568

新入職員の皆さん、ご就職おめでとうございます!

- 労働組合(原研労組)のご案内です -

日本原子力研究開発機構労働組合(略称:原研労組)より、歓迎の意を表します。 これから皆さんと一緒に仕事ができることをうれしく思います。

原研労組は、旧日本原子力研究所の労働者を母体として 1956 年に設立され、労働 条件や職場環境を改善するため、60年以上にわたり活動を続けています。労働組合へ 加入できる方は、原子力機構・量研機構と雇用関係がある人です。

原子力機構(JAEA)は、2005年に「旧日本原子力研究所」と「旧核燃料サイク ル開発機構(旧動力炉・核燃料開発事業団)」が統合して設立されました。さらには 2016年に核融合部門と量子ビーム部門が分離され、放医研との統合により量研機構 (QST) が誕生しました。現在、原研労組は両機構に対して交渉を行っております。

労働組合に加入する意義 - ブラック企業にさせない・国民から信頼される機関にする-

私たちは働いた対価として賃金をもらっていますので、誰もが労働者です。労働する 上で大切なことは、人間らしい生活を送るために必要な賃金や処遇などの労働条件を 確保することと、働きやすく生きがいのもてる職場環境をつくりあげていくことです。 したがって、労働組合の目的の第一は、賃金をはじめとする労働条件・職場環境の

維持・発展を目指すことです。原研労組は個人の問題として、例えば各種ハラスメント (パワハラ・セクハラ等) や不当な差別にも対応し、働きやすい職場を守ります!

もうひとつ大切なことは、原子力機構・量研機構の業務の進め方や方向性、組織のあ り方について、両機構から独立した組織である労働組合が、国民的な立場でチェック機 能を果たすことです。原子力・量子科学は国の重要な政策であり、それを具体化するの が両機構の役目です。その内容が、「本当に国民の期待に応えるものになっているのか。 職場における民主主義が確保されているか。色々なハラスメント・差別はないか。」 など、様々な観点から問題を指摘したり、提言をしたりすることが労働組合の重要な 役目であると考え、活動を行っております。

「やりがいを持って仕事をしたい、人間らしい生活をしたい」という、 働く者として当たり前のことを職場で実現するためには、一人ひとりが バラバラではできません。労働組合に加入することは、職場における 「参政権」を確保することなのです。是非、あなたも自らの意志で労働 条件や職場環境を改善する私たちの活動に参加して下さい!



原研労組へ加入してより良い職場を一緒に作りましょう!ご相談は組合員の先輩方、メール、電話などで受け付けています。

拡大窓口交渉:フレックス・在宅勤務

3月26日(火)に原子力機構と拡大窓口交渉を行い、「フレックスタイム制勤務の育児・介護コアタイムの適用事由の拡大」、「在宅勤務制度の施行運用」について説明を受け、議論を行いました。内容等について皆様にご報告いたします。

以下、原研労組:[労組]、原子力機構:[機構]で表します。

①フレックスタイム制勤務の育児・介護コアタイムの適用事由の拡大

◎フレックス制勤務についての規程(抜粋)

(勤務時間帯)

- 第2条 フレックスタイム職員は、次の各号のうち、始業時間帯から始業時刻を、 終業時間帯から終業時刻を選択する。
- (1) 始業時間帯 7時 00 分から 10時 00 分まで
- (2) 終業時間帯 15 時 00 分から 22 時 00 分まで
- 2. フレックスタイム職員(次条第 1 項に定めるものを除く。)が勤務しなければならない 10 時 00 分から 15 時 00 分までの時間帯を「コアタイム」 という。

(育児、介護、傷病等によるフレックスタイム職員の勤務時間帯)

- 第3条 フレックスタイム職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者の勤務時間 については、前条にかかわらず、本条の規定による。
- (1) 小学校3年生の始期に達するまでの子を養育する者
- (2) 就業規程第31条第1項、定年後再雇用嘱託就業規則第30条第1項及び常勤職員就業規則第31条第1項に規定する介護を必要とする者を介護する者
- (3) 傷病による通院、治療又は体調管理のため、勤務時間に配慮を要し、次項に規定する勤務の適用が相当であると人事部長が認定する者
- 2. 前項のフレックスタイム職員は、次の各号のうち、始業時間帯から始業時刻を、 終業時間帯から終業時刻を選択する。
- (1) 始業時間帯 7時 00 分から 11時 00 分まで
- (2) 終業時間帯 14 時 00 分から 22 時 00 分まで
- 3. 第 1 項のフレックスタイム職員が勤務しなければならない 11 時 OO 分から 14 時 OO 分までの時間帯を「育児・介護・傷病コアタイム」という。

以下、議事

[機構]: 現在、フレックス勤務にはコアタイムが2種類ある。①通常の場合の10~15時、②育児または介護を行う場合の11~14時である。平成31年4月から②の勤務の事由に「傷病等」を追加する。

こちらの場合だとコアタイムが短くなるため、病院にかかる際などに有効利用できると考えている。例えば、この制度と併せて時間休暇を 1 時間取得すれば、午前中が全て通院にあてるなどの使い方もできる。

[労組]: フレックス勤務だが、現状と今後の利用者はどの程度を見込んでいるのか?

[機構]: 現在の制度では、例えば本部だけでも利用者が数十人はいる。機構全体では すぐには正確な数はお答えできないが、数百人はいるのではないか。この数は「申 請している人の数」で、「実際に利用している人の数」であるかどうかは別の話で ある。現在では育児の事由で申請している人が多い。

[労組]: 「傷病等」の事由で利用を希望している人はどの程度いるのか?

[機構]: すぐには分からない。例えば、人工透析やガンなど長期の治療が必要な場合には今までよりも使いやすい制度となるのではないか。通院しながらでも働きやすい制度、職場環境として、治療か仕事かだけでない選択肢を増やすのが目的である。

[労組]: この制度を利用するための手続きはどのようなものか?

[機構]: 事務手続きポータルサイトから行ってもらう。ごく簡単なものである。

②在宅勤務制度の施行運用

◎制度の概要

1. 趣旨・ねらい

機構に勤務する職員の生活と仕事との両立を目的として、所定の条件を満たし、在宅勤務によっても勤務遂行に支障がない職員を対象とした在宅勤務制度を導入する。

なお、当面の間は試行的に実施するものであり、本制度が、所属先及び職員にとって、 一層、柔軟かつ適正に活用されることを目的として、内容を見直しながら拡充を図ることを念頭においている。

2. 前提条件

在宅勤務においては、職員課において準備したシンクライアント PC を利用し業務を 行う。現状、準備可能な端末は 30 台のみであり、その範囲での運用とする。

3. 対象者※

- (1) 在宅勤務の申請日現在勤続5年以上の者
- (2) 小学校就学の始期までの子を養育する者、又は要介護者の介護を行う者
- (3) 住居において通信回線を利用可能であり、文書情報等の送受信や音声通話等ができる者
- (4) 業務運営上支障がないことについて所属長の承認を得た者
- ※運用上は職員謀、各拠点労務課が在宅勤務制度の適用が真に必要と判断した者(育児、介護等の理由により現行の制度だけでは仕事との両立が困難である者)を対象とする。
- ※部分休業、早出遅出勤務、フレックスタイム勤務利用者であっても終日勤務可能な者であれば申請可能とする。
- 4. 頻度 週 1 回 / 終日
- 5. 期間 承認後、最長1年間とする。(人事部長の承認により更新も可能)

以下、議事

[機構]: 在宅勤務制度について、平成29年度から検討を開始し、モニター試験やニーズの調査などを行ってきた。平成31年度から試行運用を開始することとした。

在宅勤務で使用するシンクライアント PC は 30 台用意した。これは非常に高価で 1 台約 80 万円かかる。もっと数多く手配すれば 40 万円程度まで下がるようだが。 シンクライアント PC を利用することで、職場と同じようなレベルで仕事ができる と考えている。FMC 携帯電話を使えば、内線も利用可能である。

[労組]: 今回の制度についてだが、フレックス勤務も在宅勤務も、「看護」については対象としていないが、それはなぜか?

[機構]: 看護は短期でスポット的な対応のイメージがある。短期の場合では PC 貸出 などの手間が増える。今回はまだ試行運用の段階なのでご理解いただきたい。

[労組]: 業務の種類や職場の状況などで、この制度を利用できる・できないといったこともあるのか?

[機構]: 各職場の実態、業務内容によると思う。対象となる人の中でも、本当に困っている人を対象としたい。シンクライアント PC は機構全体で 30 台しかなく、今後の拡充は未定である。PC の台数が少なく、あまり申し込みが多くても対応できない。

[労組]: 機微情報などを扱う業務は制度の利用が難しいのではないか?

[機構]: 対応は難しいと思う。情報漏洩があるとニュースになってしまいかねない。

[労組]: 30 台を超える申請があった場合には、どのように選別するのか?また、 自宅でも PC の盗難防止措置などは必要となるのか?

[機構]: 選別については何とも言えないが、PC の台数上限を超えたら断らざるを 得ないことは確かである。自宅でワイヤーロックなどをしてもらうかもしれないが、 どうするかは今後、検討する。

[機構]: このシステムでは、データはアクセス先となるサーバーにおいてあり、シンクライアント PC にはデータを保存しない。サーバーは職場においてあり、自宅で使うシンクライアント PC の端末は基本的にただのノート PC である。サーバーが高価なものとなっている。なお、本制度では超勤は命じられない、通信費は個人負担など、いくつか条件がある。あくまで、まだ試行運用の段階であり、シンクライアント PC の台数も極めて限られているので、まずは小さく始めたいと考えている。

以上

署名募集中!! [奨学金·住宅再建支援·差別是正]

原研労組では奨学金の会、全国災対連、全労連、不当差別是正訴訟を支援する会などからの依頼を受け、署名への協力を行っております。<u>署名は東海地区では組合事務所</u>にて行うことができます。<u>東海地区以外では、各支部執行委員等に用紙をお渡しします。</u>

- → 無償教育が世界の流れ 奨学金は給付に
- ♦ 住宅再建支援を 500 万円に! 自然災害は避けられません
- ◇ 不当差別の是正を命じる公正な判決を求めます

内容等をよくご確認の上、趣旨にご賛同いただける方は、各自のご判断で 署名へのご協力をお願いします。
